

公布された規則のあらまし

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 建築士法施行規則の改正の趣旨を踏まえ、必要な改正を行いました。（第4条関係）
- (2) 磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定の見直しに伴い、必要な改正を行いました。（第10条の8、第10条の11、第15条の8関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇建築基準法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

建築基準法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第4条～第6条の2、第17条、第23条～第25条、様式第1号～様式第2号、様式第27号の2、様式第38号～様式第40号関係）

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県富士登山条例施行規則

1 制定の理由

静岡県富士登山条例の制定に伴い、必要な事項を定めました。

2 内容

- (1) 公益性が高いと認められる業務について定めました。（第2条関係）
- (2) 静岡県富士登山条例第3条第1号の規則で定める要件について定めました。（第3条関係）
- (3) 静岡県富士登山条例第3条第2号の規則で定める時間帯等について定めました。（第4条関係）
- (4) 入山の届出について定めました。（第5条関係）
- (5) 入山証の交付について定めました。（第6条関係）

3 施行期日

この規則は、令和7年5月9日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県手数料徴収条例の改正により、入山手数料が新設されたことに伴い、必要な改正を行いました。
(第2条、別表第1関係)

2 施行期日

この規則は、令和7年5月9日から施行することとしました。

◇医療法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

病院等の人員及び施設の基準等に関する規則の改正に伴い、必要な改正を行いました。(様式第1号の4関係)

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇難病患者に対する県の施設の利用料金の減免に伴う関係規則の整備に関する規則

1 制定の理由及び内容

難病患者の社会参加を支援するため、県の施設の利用料金の減免の対象に難病患者を加えることとしたことに伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則
- (2) 静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- (3) ふじのくに地球環境史ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則
- (4) 静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の設置及び管理に関する条例施行規則
- (5) 静岡県武道館の設置及び管理に関する条例施行規則
- (6) 静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則
- (7) ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県土採取等規制条例施行規則を廃止する等の規則

1 廃止等の理由

静岡県土採取等規制条例の廃止に伴い、関係する規則の廃止等を行いました。

2 内容

- (1) 静岡県土採取等規制条例施行規則を廃止することとしました。(第1条関係)
- (2) 地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則について、必要な改正を行いました。(第2条関係)

3 施行期日

この規則は、令和7年5月26日から施行することとしました。

◇静岡県青少年問題協議会規則を廃止する規則

1 廃止の理由及び内容

静岡県青少年問題協議会設置条例の廃止に伴い、静岡県青少年問題協議会規則を廃止することとしました。

2 施行期日

この規則は、令和7年11月1日から施行することとしました。

◇静岡県青少年対策本部設置規則を廃止する規則

1 廃止の理由

静岡県子ども・若者施策推進本部の設置に伴い、静岡県青少年対策本部を廃止することとしました。

2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。